

## ヴェーバー社会学からみた日本の封建制

—西ドイツにおける日本研究の一例—

諸田 實

## はじめに

小稿はシュテファン・ブローイアーの論文「封建制と『法治国』——西欧と日本」の紹介である。原文は一昨年西ドイツで刊行された論文集『マックス・ヴェーバーの法社会学。解釈、批判、展開』(S・ブローイアー、H・トゥライバー編)に収録されている。<sup>(1)</sup>

周知のように、マックス・ヴェーバーは宗教社会学と支配の社会学を中心にして世界の偉大な文化を縦横に比較考察した、文化比較の膨大な業績を遺しているが、原文は、このようなヴェーバーの比較文化論の展開として、西ドイツの気鋭のヴェーバー研究者が日本の封建制をとりあげた試論である。原文は、「問題提起」にあたる部分(114—119ページ)に続いて、一、日本

(114—129)、二、西洋(129—148)、三、結び(148—151)、脚注(300—307)から成っているが、小稿はこのうち、最初の「問題提起」にあたる部分と、一、日本、の部分の紹介である。<sup>(2)</sup>ただし、日本の封建制をとりあげているとはいっても、原史料にもとづく史実の考証ではなく、著者はあくまでもヴェーバー社会学における封建制論の継承・展開として、比較考察の対象にとりあげるのであるから、その点に関して最初に二、三の点をお断わりしておきたい。

(一)、支配の形態を表わす封建制 Feudalism という概念はヴェーバーの社会学、とりわけ支配の社会学では重要な地位を占めているが、しかし、ヴェーバーはこれを経済の一定の発展段階と結びついた生産様式あるいは社会構成とは考えない。『経済と社会』のなかで「オリエントの封建制」とか「都市封建制」

ないし「ポリス封建制」などという表現を使っている点からも明らかであろう。ヴェーバーにとって封建制とは、前合理主義世界のさまざまな文化のなかで登場する伝統的な支配の一類型である。

(二) 支配の形態としての封建制をとりあげる際に、ヴェーバーは支配団体の構造に注目する。ヴェーバーは支配団体の構造を支配者たる首長（ヘル、封主）とこれを補佐する行政幹部（しもべ、スタッフ、封臣）と被支配者の三者の関係として捉え、以下の紹介でも明らかなように、特に「ヘル」と「しもべ」のあり方、両者の関係に即して封建制のさまざまな類型を構成している。したがってプロイアーが日本の封建制をとりあげる場合にも、考察の対象は主として將軍、大名、侍（家臣）の間の封主・封臣関係のあり方であって、領主・農民関係や土地所有（地代収取）関係ではない。

(三) ヴェーバーは世界の偉大な文化の比較考察に際して『ヒンドゥー教と仏教』のなかで日本について比較的まとまった叙述をしているほか、『経済と社会』のなかでもところどころで日本について触れている。ヴェーバーの日本に関する叙述は『ヒンドゥー教と仏教』のなかの注記によれば、精神文化についてはK・フロレンツ、物質文化についてはK・ラトゲンに負うところが大きかったと思われる<sup>(3)</sup>。いずれにしても当時の研究水準に制約されていたのであり、その内容は今日の研究成果に照らして多くの点で補正されなければならないであろう。プロイアーも原文では福田徳三や朝河貫一ばかりでなく、戦後の内外

の日本研究を広く参照している。しかし、恐らく言葉の問題のためであろう。日本人研究者の業績については英語かドイツ語で読むことのできる文献のみを参照、利用している<sup>(4)</sup>。

以上の点からみて、原文は専門の日本研究者による本格的な日本の封建制に関する実証的研究というようなものではなく、むしろ、ヴェーバーの支配の社会学や法社会学を学んだ者の目で日本の封建制と西洋の封建制を比較してみると、どういふ点に相違がみられるだろうか、という問題を提出したものととして受けとめたらよいのではないかと思われる。

(1) Stefan Breuer, 'Feudalismus und "Rechtsstaat" in Westeuropa und Japan, in: Stefan Breuer und Hubert Treiber (Hrsg.), Zur Rechtssoziologie Max Webers: Interpretation, Kritik, Weiterentwicklung. Opladen, Westdeutscher Verlag, 1984. (Beiträge zur sozialwissenschaftlichen Forschung, Bd. 65)

シュテフマン・プロイアーは一九四八年生まれで、現在ハンブルク大学法学部教授。『革命理論の危機』（一九七七年）、『自然法の社会史』（一九八三年）、編著『国家の成立と構造変化』（一九八二年）のほか、社会科学雑誌『レヴィアータン』を中心に国家論、政治思想史、現代社会学などに関する論文や書評をたくさん発表している。マックス・ヴェーバーに関しては、「規律の進化。マックス・ヴェーバーの前合理主義世界論における合理性と支配の関係」（一九七八年）——邦訳が近刊予定——、「合理化の挫折。マックス・ヴェーバーと中世イタリア都市」（一九八四年）など、印刷中のものを含めて七編の論文がある。

(2) 小稿では読みやすくするために小見出しをつけて整理してある。なお、小稿の脚注は原文の脚注とは関係なく、紹介者がつけたものである。

(3) K. Rathgen, *Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt*, Leipzig, 1891; Ders., *Die Entstehung des modernen Japan*, Dresden, 1896; Ders., *Staat und Kultur der Japaner*, Bielefeld u. Leipzig, 1907; Ders., *Die Verfassung und Verwaltung Japans*, Leipzig, 1911. マーバーの日本歴史像については Yasusada Yawata, *Religionssoziologische Untersuchungen zur Geschichte Japans*, in: Max Weber zum Gedächtnis, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 7, hrsg. von R. König u. J. Winkelmann, 1963がくわじつ。

(4) プロイアーが日本の封建制を述べる際に利用した文献を、原文の脚注にあげられているものに限って、小稿の末尾に紹介しておく。プロイアー自身、紹介者あての私信のなかで、日本語で発表された論文を利用できないことを残念がっており、日本の封建制に関する重要な作品をせめて英訳で利用できれば、と記している。

## 1

1 問題提起 マックス・ヴェーバーは『*経済と社会*』(第四版、一九五六年)の第一部第三章「*支配の諸類型*」および第二部第九章「*支配の社会学*」において、支配を正当化する三つの根拠にもとづいて、「*正当的支配*」(レガチム)、「*合法的支配*」(1)、「*合理的な制定規則*」にもとづいて「*合法的支配*」(その最も純粹な型は「*官僚制的支配*」)、(2)、「*昔から存在する秩序*と支配権力を神聖視する信念」にもとづいて「*伝統的支配*」(その最も純粹な型は「*家長制的支配*」)、(3)、「*個人の非日常的資質*」に対する情緒的帰依にもとづいて「*カリスマ的支配*」(その最も純粹な型は「*予言者・軍事的英雄・偉大なデマゴグの支配*」)である。ヴ

ェーバーはそのうち「*伝統的支配*」のもとに、*家長制*、*家産制*、*名望家支配*、*レーエン封建制*などの支配の諸形式を扱っている。支配団体の封建的構造である封建制は「*伝統的支配*」がとる一つの形式として、近代の非人格的・事象的・形式的な、「*合法的支配*」から類別的に区別されるのである。

つぎに、ヴェーバーはさらに進んで、封建制のさまざまな型を考察する個所では、最も重要な西欧のレーエン封建制 *Lehensfeudalismus* をとりあげ、その他の型の封建制、たとえば日本の封建制については、これと比較する意味で断片的にのみ触れている。たとえば、封臣の世襲的な権利であるレーエンと権利でなく在任中職務と引換えに利益されるプフリュンデ *Pflichte* (秩禄)との相違に関連して、「日本の大名はレーエン制的封臣 *Lehensvasall* ではなく、<sup>(2)</sup>「侍は……レーエン制的封臣、*Lehensleute* ではなく、プフリュンデ受給者であった」と。また、西洋のレーエン制では「*従士制的ビエテート*」に由来する人的な誠実関係」と「*恩給制*」 *Benefizialwesen* とが結合しているのに対して、日本の封建制には「*純粹に人的な従士制的ビエテート*」はあっても「*恩給制*」に人的な構造が欠けていた<sup>(3)</sup>と。このようにヴェーバーは『*経済と社会*』の封建制論では日本の封建制に関してまとまった記述をしておらず、また、西洋のレーエン封建制と日本の封建制との比較も、きわめて示唆に富むものではあっても断片的な比較にとどまっている。そこでプロイアーは、『*経済と社会*』や『*ヒンドゥー教と仏教*』などで日本の封建制に論及しているヴェーバーの断片的な記述を手がか

りに、彼自身の問題関心にもとづいて、つぎのように問題を提起する。すなわち、西洋のレーエン封建制が、支配の構造を、主権の封建的分散、封建的個人主義、封主・封臣間の双務的契約観念、支配者権力の断片化、身分制的権力分割を生みだす「相対的に『法治国的』構成体」<sup>(4)</sup>に近づけ、合理的官僚制と合理的資本主義の成立という「近代への突破」に対して「一つの決定的な前提」<sup>(112)</sup>「一つの不可欠な条件」<sup>(114)</sup>であるのに対して、日本の封建制は官僚制的家産制の類型に近いプアリエンデ封建制として、その特殊な需要充足と特権を付与された身分倫理をもって、合理化過程に対して「排除しがたい障害物」<sup>(112)</sup>を設け、「ヨーロッパ的意味における何らかの市民階層の発展を阻止」<sup>(5)</sup>していたのである、と。このような相違を生みだした諸原因を追求することがこの論文の課題なのである。

- (1) マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』(『経済と社会』第一部、第三章・第四章)創文社、一九七〇年。マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学』1、2(『経済と社会』第二部、第九章、一節—七節)創文社、一九六〇、六二年。第三章「支配の諸類型」では第一節の二「正当の支配の三つの純粹型、合理的・伝統的・カリスマ的支配」(前掲邦訳一〇—一一ページ)が、また、第九章「支配の社会学」では第二節「正当の支配の三つの純粹型」(前掲邦訳一三二—一五六ページ)が該当箇所であるが、後者は第五版(一九七六年)では削除されている。なお、ここで述べている三つの支配類型は純粹型であって、現実のある支配団体が〇〇パーセント一つの類型に合致することはない。言うまでもないことであるが、念のために。

(2) 世良訳『支配の社会学』三〇五、三〇六ページ。この点に関し

てヴェーバーは譜代大名の国替の事実を重視している。「大名がそれ自体として封臣であったのではない」ということは、とりわけ次の点に示されている。すなわち、將軍の眞の封臣(「譜代」)は、彼らが大名領主権を授封されている場合、その人的従属性の故に、全く何らの「科」なしにも、単なる政治的合目的性の理由だけからして、転封(国替)を甘受せざるをえなかった、という点である。ところで、さらに、正にこの点に、彼らに授封された支配権が官職であってレーエンではなかったということが示されている。」同箇所。

(3) 前掲邦訳三〇八ページ。

(4) 前掲邦訳三三四ページ。

(5) ヴェーバーは『宗教社会学論集』の第二卷『ヒンドゥー教と仏教』第三部、第四章、日本の項で日本の封建制の社会と文化についてかなりまとまった記述をしているが、これはその部分からの引用である。その主要な部分は世良訳『支配の諸類型』一二五—一二九ページと『支配の社会学』三二—三一五ページにも収録されている。深沢宏訳『世界諸宗教の経済倫理Ⅱ』ヒンドゥー教と仏教(日貿出版社、一九八三年)三七三—三八六ページ。ヴェーバーはまた、中国の支配秩序に比べて日本の封建的な知行関係は「西洋的意味における「個人主義」を育てるためには、はるかに有利な地盤」を提供していた、とも言っている。

## 2 比較考察の出発点——O・ヒンツェの封建制論

日本の封建制と西洋の封建制を比較考察するうえで格好の手がかりを与えてくれるのは、オットー・ヒンツェの封建制論である。当時のドイツの学界には「封建制」という概念について、一方には「いかなる国家又は民族も一度は通過しなければならなかった国制史上の発展段階のひとつ」とみる見解、他方には「封建

制一般をラテン・ゲルマン世界に限定しようとし、他処にも検出しようと企てる比較観察の効用を疑う」見解があつて、いわば水と油のように分離していたが、ヒンツェのこの論文——ヴェーバーの影響を強く受けていたといわれている——は「《封建制》又は《封建国家》といった言葉の他の民族や文化圏への適用が是認されるかどうか、もしされるとすれば、どのような根拠によつてか」という問題に答えているからである。<sup>(1)</sup>

ヒンツェによれば、封建制は「発展史上の普遍的な段階」<sup>(11)</sup>ではなく、つぎのような二つの事柄が連続して起こる場合に成立する個性的な「ある世界的状況の産物」<sup>(11)</sup>である。一つは「まとまりの弛い部族・氏族制から強固な国家・社会秩序への移行」であり、いま一つは近隣の大帝国との接触によつてこの移行過程が受けとる一定の変容である。すなわち、部族・氏族制から国家形成へと向う当該社会には、なおいまだ帝国の課題を有効に成就するための物質的・組織的前提条件が欠けているので、「合理的・アンシュタルト的<sup>(12)</sup>の制度の欠如」を「人的支配手段の紐帯」<sup>(13)</sup>によつて補おうとした結果、封建制が生まれたといふのである。ヨーロッパの封建制は、「近隣の大帝国」であるローマ帝国を「代位」した「フランク王国とその後継・隣接諸国家」において形成され、日本の封建制は隋（五八一—六一八年）とりわけ唐（六一八—九〇七年）帝国の制度を受容し、模倣した律令国家（「唐帝国の縮小版」<sup>(116)</sup>）の崩壊過程のなかから形成されている。<sup>(3)</sup>

しかし、大和国家から律令国家への飛躍的發展は、日本の氏

族制社会の基礎にあつた人的・血縁的紐帯を断ちきることができなかつた。中国では官職は「複雑な試験制度によつて確証された学識能力」<sup>(117)</sup>をもつ者に委ねられ、そのため「家産官僚制」が確立して支配者が行政手段を完全に所有していたの<sup>(4)</sup>に對して、日本では官職は有力な貴族の世襲に委ねられ（血統カリスマに基づく社会制度<sup>(5)</sup>）、行政手段の私的専有への傾向をもつ官職貴族が形成されて中央政府の支配貫徹能力は失なわれ、「家族的權威への回帰」<sup>(117)</sup>が起つた。プロイアーは律令国家の崩壊過程の特色として三つの事情を指摘している<sup>(117, 118)</sup>。(一)、高位の貴族（公卿<sup>(118)</sup>保護者）とその家計を管理する私的な役人たち（家領・警士<sup>(118)</sup>被保護民）との間に「国家の管理の及ぶべくもない広範な被保護制度 Klientelssystem」が展開したこと。(二)、贈与、恩賞、開墾などに由来する私領地（荘園）が形成され、「不輸不入の特権」を獲得したために公地公民制が弛緩したこと<sup>(6)</sup>。(三)、朝廷の權威が衰微し、天皇の役割は儀礼的機能に制限されたこと。

- (1) オットー・ヒンツェ、阿部謹也訳『封建制の本質と拡大』未来社、一九六六年。引用は同書七、八ページ。なお、封建制の比較については、増淵竜夫『歴史における類似と比較の意味——クルボン編著『歴史における封建制』を読んで——』『思想』四二二号、一九五八年）を参照。
- (2) 前掲邦訳三四、一二、九ページ。
- (3) 律令国家へ移行する以前に、日本はすでに強力な権力によつて政治的に統一され（四世紀末、五世紀）、大陸文化を摂取（五世紀の帰化人の来住、六世紀の儒教と仏教の伝来）している。したが

って、六世紀末、七世紀初めの日本は、ヒンツェの言う「まとまりの弛い部族・氏族制から強固な国家・社会秩序への移行」の状態よりいっそう進んでいたと考えられる。それにもかかわらず、大和国家から律令国家への移行が飛躍的發展を意味した点は否定できない。「大和国家が、……基本的に円錐形のクラウン(氏)の連合に、したがって“Rangvergesellschaftung”の原理に基礎を置いていたのに対して、六四六年の大化改新はこの基礎を決定的に打破した」(116)。

(4) 「1)のように科挙なるものは、がんらいは天子が貴族と戦うための武器として案出されたものであったが、その任務はおおよそ次の唐代三百年ほどの間にほぼ果たされたを見てよい」。「次の宋代になるともはや世上には天子に対向かうほどの強力な貴族はいなくなり科挙の全盛時代に入る」宮崎市定『科挙』中公新書、一九六三年、四ページ。

(5) 深沢訳『ヒンドゥー教と仏教』三七四ページ。

(6) 「ホル J.W. Hall, Das Japanische Kaiserreich, Fischer-Weltgeschichte, Bd. 20, S. 73ff.」は「この私有化過程がその頂点に達した一二世紀に全国はおおよそ五〇〇〇のこうした所領(荘園)に分かれていた」と評価している(118)。

二

日本の封建制の成立と展開 Feudalisierungprozess をブローアーは、通説にしたがって、鎌倉時代、室町時代、江戸時代の三期に分けて述べている。

1 鎌倉時代 一一八五年に平家を打倒し、一一九二年に征夷大將軍となつて鎌倉幕府を開いた源頼朝は、朝廷の權威に頼る従来の支配の外側に、これと平行して、軍事的従士制にもと

づく新たな支配を樹立した(1)。(第二の中央權力の構築(118)。頼朝の支配の核心は將軍と御家人(「直接の封臣—direkte Vasallen」)との間の保護と服従(「無条件の絶対的服従(119)」)の關係であつた(2)。御家人は地頭(「軍事的地方行政官」)と守護(「軍事監督」)の地位につき、主君に対する服従の義務と引きかえに保護と各種の恩賞を受けていた。しかし、軍事的従士制にもとづく鎌倉幕府の支配は地域的に東海、東山、北陸三道諸國にしか及ばず、また、頼朝は將軍と御家人の關係に接続する下位授封關係 Subinfantationの形成の萌芽をことごとく摘みとつたので、鎌倉時代には封建制度の端緒について言うことができるにすぎない。

(1) 「この体制の頂点に立っていたのは將軍であつて、その地位をマックス・ヴェーバーはフランク王国の宮宰の地位と比較している」(118)。ヴェーバーは『ヒンドゥー教と仏教』の前掲箇所で「直臣(天皇の直臣)中の筆頭者 Primus inter pares (平等者中の第一人者)すなわち將軍(大將軍でありかつ封臣たちの頭)したがって宮宰)は、……」と述べている。世良訳『支配の諸類型』二二六ページ。『支配の社会学』三二二ページ。深沢訳『ヒンドゥー教と仏教』三七五ページ。但し、訳文は世良訳による。

なお、鎌倉幕府の成立の時点については、宣言によつて、東海東山二道の荘園公領の返還を条件に、頼朝が東國行政権を賦与された一一八三(寿永二)年説と、守護・地頭設置の一一八五(文治元)年説とがある、ということである。石井進「鎌倉幕府論」(岩波講座『日本歴史』中世1)。新田英治「中世史研究解説、鎌倉時代」(前掲書、中世4)。

(2) 「鎌倉武家社会において幕府(將軍)と地頭御家人層の間には、御恩と奉公による双務契約的な主従關係が成立していた」が、初期には、それと同時に「隷屬度の強い一方的支配關係がみられた」。

河合正治「鎌倉武士団の構造」(前掲書、中世1)。

(3) 「地頭御家人層が形成する武士団の内部は第一次封建制度ともいべき主従関係が十分発達せず、その團結は一家一門という族的結合をなし、他姓のものも家子・郎従となり一家内のものとして包みこまれている」。郎従は「御家人と違い任官ができない」とか「主人を法廷に訴え出ることができない」などの制限をうけ、「古代家族的な觀念が残っていて郎従は代々主家に隸属すべきものとみなされた」。河合正治、前掲稿。

## 2 室町時代 一四世紀から一六世紀にかけての室町時代

(一三三八年足利尊氏が征夷大將軍となり室町幕府を開いてから、一五六八年織田信長入京、一五七三年足利幕府が滅びるまで)はいわば盛期封建制 *Hochfeudalismus* の時期である。足利氏は幕府を鎌倉から京都へ移して、天皇家と高位の貴族の影響力を抑さえることに成功したが、その一方、封臣たちの権力増大を押しさえることができなかった。その結果、軍事的権力ばかりか司直的・財政的権限も掌握した有力な守護は、すでに一四世紀末に守護大名(名目的にのみ將軍の支配に服するれっきとした地域支配者 *Regio-nalherrscher*) に成長した<sup>(1)</sup>。いわゆる守護領国制。しかし、守護大名の領地はしばしば分散しており、そのうえ彼らは戦争によって互いに潰しあったので、一六世紀には「ヨリ小さいがヨリまとまった領地」(119) を支配する局地的な有力豪族 *lokale Magnaten* の新しい階層がこれに代って台頭する。戦国大名である。ホールが「ヨーロッパの分権的封建制のモデルと最も緊密に比較しうる状況<sup>(2)</sup>」と述べている戦国大名による領国支配体制は、ヒンツェの提出した封建制モデルに照応している。ヒンツェの

封建制モデルは、(一)、個人契約にもとづく主従関係で結ばれた職業的戦士層の成立という軍事的要因、(二)、この特権的戦士階層に不労地代収入を保証する経済的基盤となった荘園制度(領主「農民の経済様式」)という社会経済的要因、(三)、この戦士貴族が政治権力を分割所有して自立化(分国化)するという政治的要因、以上三つの要因の相互関連の体系として考えられている<sup>(3)</sup>。日本のばあいには、戦国大名は政治的に幕府の支配に服さない領国支配の全権を掌握し、社会経済的にその物質的基礎としての村の直接支配(近世郷村制)を確立し、またこのころまでに軍事的に職業戦士身分が成立していた、といてよいであろう。特に主従関係という軍事的封建制の点では、西洋の封建制のばあいの類似性が認められる。すなわち、封主と封臣の関係には「殿」と「御家人」の関係が、臣下の誓い *homagium* の儀式には「見参」の儀式が、誠実の誓い *Treueid* には「誓詞」の署名が、封土の叙任 *Lehensinvestitur* には知行権の委任が照応している<sup>(120)</sup>。

しかし、日本の封建制と西洋の封建制との類似性が認められるという封主・封臣間の主従関係のあり方には、同時に、両者の間に横たわる一つの重要な相違点もまた認められるのである。封主に対する封臣の義務は封臣の権利よりはるかに詳細に定められ、これに対して逆に封臣に対する封主の権利は封主の義務よりも詳細に規定されていた。ブローパーはこれを、日本のばあいには封主と封臣の関係は「主体的権利の自由な担い手の間の関係」というよりも「父親と息子の間の関係」に近かった、

と表わしている(120)。西洋の封建制のばあいには封主と封臣の間の主従関係も主體的権利の自由な担い手の間の契約関係という性格を強く帯びていたから、封臣はその権利が侵害されたばあいにはフエーデ Feide<sup>(4)</sup>によって、あるいは国王の裁判所を通じてこれを回復することができた。封臣はまた、封主から受けとった知行の種類と大きさに応じて臣下としての義務に等級をつけ、同時に複数の君主とレーエン関係を結んで独立性を拡大することもできた。たとえば、一二世紀にシャンパーニュ伯は一〇人の異なる封主 seigneurs の封臣であったが、こうした例は日本では到底考えられないであろう(131)。

日本の封建の主従関係にみられるこのような権威的・家父長制的特質こそ、戦国大名がとった封臣に対する嚴格な統制を可能にするものであった。デーネゲルド Danegeld (デーン人の撤退を購うために賦課された地租で、王の支出の四分の一・三分の一を賄っていたこともあるイギリス王室の重要な収入源の一つ)の廃止(一六二二年)や大憲草<sup>マクナカラム</sup>の制定(一二一五年)「日本ではまったく考えられないような『彼らの封主に対する封臣層 Vasallenschaft の最大規模の訴訟行為』から起こった(133)もので『封建制全体のエッセンスであるその契約的要素を法文化した法律で、パロンの同意によって作られ貴族の裁判所が適用する法律』<sup>(6)</sup>に表われているような封臣層による封主(国王)の支配の制限とは逆である。戦国大名は「家法」(領国法、<sup>7</sup>壁書)の制定という法的手段を利用して従士からフエーデと自力救済の権利を奪い、封臣間の連合形成や藩をこえるレーエン関係の締結を禁じ、婚姻を監督した。度量衡、宗教施設、市場、

ギルド、铸貨制度、土地の測量と台帳の作成もすべて統制された。「盛期封建制にとって典型的であった人的従士制にもとづく弛やかな関係に代って、軍事規律と領民に対する家産官僚制的統制が登場した」(121)。

(1) 赤松、一色、京極、細川、斯波、畠山、山名、大内などはこうした守護大名であり、なかでも山名氏の如きは一族で一か国の守護を占め、その領国は全国の六分の一に及んでいたといわれる。杉山博「守護領国制の展開」(岩波講座『日本歴史』7、中世3)を参照。

(2) J. W. Hall, Foundations of the Modern Japanese Daimyo, in: J. W. Hall/M. B. Jansen (ed.), Studies in the Institutional History of Early Modern Japan, 1968, p. 71. なお、中村吉治「戦国大名論」(岩波講座『日本歴史』8、中世4)を参照。

(3) 前掲邦訳二四、二五ページ。

(4) 絶対主義国家や領邦国家(国制史上の近代国家)の君主は、このような封臣のフエーデや自力救済の権利を禁圧ないし制限しようとして、ラント平和令その他の法令を制定したが、ドイツのばあいフエーデの制圧に成功したのは一四九五年の「永久ラント平和令」Ewiger Landfriedeであったという。H・ヨーイング、久保正幡・村上淳一訳『近代法への歩み——ドイツ法史を中心にして』東京大学出版会、一九六九年、三七ページ。なお、石井進「主従の關係」(講座『日本思想』3「秩序」東京大学出版会、一九八三年)を参照。

(5) Heinrich Mittheis, Lehnrecht und Staatsgewalt, 1974, S. 378, zit. von S. Breuer.

(6) Walter Ullmann, Principles of Government and Politics in the Middle Ages, 4. Aufl., 1978, p. 166, zit. von S. Breuer.

(7) 「伊達の家法である塵芥集では一七一か条のおよそ三分の一が



従士の行動を規範づけた罰則からなっていた(12)。

3 江戸時代 戦国大名によるこのような厳格な統制システムが強力な軍事指導者(織田信長、豊臣秀吉、徳川家康)によって国制の基礎へと引上げられたとき、日本の封建制の第三期である徳川幕藩体制が成立するのである。<sup>(1)</sup>これは、中央権力(將軍)と大名の關係にみられるレーエン制的要素と大名とその軍事的従士(侍)の關係にみられる家産制的要素とが結びついた独自の体制であった。そこで以下、將軍と大名との關係および大名と藩士との關係について考察しよう。

江戸時代の日本の封建制はつぎのような特色をもっている。その第一は、徳川家が一六世紀末の戦いのなかで獲得した強大な、異常に強大な家権力<sup>(ハウスホールド)</sup>を基礎にして行った、大名に対する厳しい統制である。徳川家は幕政が安定する一六五一年(由井正雪の乱(慶安の変)が起った年。以後、幕府は大名改易を少しやわらげ、大名が幕府に人質を出すのをやめた)までに二四五大名のうち二一八大名の領地を没収・再配分したが、この間に將軍の直轄地(天領)は全国の耕地 bebauter Boden のおよそ四分の一に増加した。さらに外様 Seitenlinien や譜代 engere Vasallen への封与によって、徳川家は一六〇二年「幕府開設の前年」当時の年貢米 besteuerte Reismenge のおよそ三分の二を生産する土地に対して直接、間接の統制を確実にした。経済的に最も重要な都市と鋸山も直轄し、その経済力を中央集権的・權威的統治システムの樹立のために利用した。もっとも、幕府の中央集権には限界があった。全土の四分の三は將軍の財政高権

の外にあり、統一的軍隊はなく、藩内の司法と行政の権限は大名に委譲されていた。だが、それにもかかわらず、將軍はその後およそ二五〇年の長きにわたって、全国の大名を実効的に統制することができたのである。徳川家は外国貿易の禁止(鎖国)や寺社のもとへの強制的人口登録(宗門改帳の作成)などの国家的重要な問題を専決し、全国の主要な道路と港湾を統制し、目を付けて大名の行動を監視し、武士階級の内部に厳格な階層秩序を確立した。とりわけ、徳川家の権力の強大さを示すものは、大名の転封(国替<sup>(2)</sup>) Veretzung と參勤交代の制度 System der turnusmäßigen Residenzpflicht in Edo であろう。前者は封地の世襲にもとづく大名の独立を妨げ、後者は大名の財政をいちじるしく弱めた。<sup>(3)</sup>したがって、徳川幕府の大名支配は決して純粹なレーエン制的支配ではなく、家産官僚制の色合いの濃いものであった。

大名とその軍事的従士である侍(家臣)との關係はいっそう特徴的である。というのは、大名が領土の一部を家臣に授封する地方知行制は一七世紀半ばごろには崩れ、家臣は封主たる大名の居住する城下町に住居を移して大名の行政機能を受けもつ準官僚 Quasi-Beamte になり、封地の代りに扶持米の秩禄 Reiserentempfände を受けとる扶持受給者 Soldempfänger になつたからである。一八世紀末には藩の九〇%以上においてレーエン制は完全に廃止されていた(12)。「侍は」自由な家<sup>(1)</sup>人——一部は平民的、一部は廷臣的<sup>(2)</sup>な——の階級をなしてはいるが、レーエン制的封臣ではなく、プリーユンデ受給者であつ

た」(ウェーバー)。

このように家産官僚制の色合いの濃い徳川幕藩体制には、西洋の封建制を特徴づけている「法治国」的な「権力配分」の成立する余地がまったくなかった。たしかに、自治的機能をもったさまざまな寄合協議的諸団体 konsultative Gremien は存在した。村落共同体(むら)は戦国期のころからほぼ自治的に運営され、毎年の租税・年貢支払いを取りしきっていた。一八世紀にいちじるしく繁栄した都市にも独自の役人(町年寄、名主)をもった自治的地区やさまざまな組合(問屋、株仲間)があった。藩の行政においても、高位の家臣は重要事項について大名の相談相手をする集団を形づくり、幕府にも重要問題の合議機関、Ratsgremien (評定所)が設けられていた。

しかし、これらの「半自治的な諸機関や諸協議団体」 semi-autonome Instanzen und Gremien はいずれも「身分制的代表の主体」として職務を遂行したのではなく、家産制の色合いの濃い「ライトゥルギー的行政メカニズムの客体」(124)として職務を行っていた。すなわち、村落共同体(むら)は支配の末端機構として租税(年貢)の徴収と割当て、賦役の提供を担当すること、「ライトゥルギー的行政メカニズム」に組みこまれ、その限りで自治的機能を認められていた。都市の諸協議団体も幕府(町奉行)の命令を伝達し、公的負担(運上、冥加)を引受ける団体として「ライトゥルギー的行政メカニズム」に組みこまれ、その限りで自治的機能を認められていた。幕府が大名とその家臣たちに期待した各種の負ブレンデング担と奉仕提供(たとえば、

城塞、道路、橋、宮殿などの造営工事)がライトゥルギー的性格をもっていた。前述のように、日本の封建制は、すでにその盛期において、封主・封臣間の釣合いを欠いた主従関係(契約関係というよりも親子関係に近い性格)のあり方の点で西洋の封建制から区別されるが、江戸時代にはこの関係において人的要素が薄れて Entpersönlichung (家産)官僚制化が進んだ結果、「さまざまな権力保有者相互間の、そのときどきのあの協ベタライレン定」にもとづく「西洋の『身分制国家』(等族国家)」の成立がほぼ完全に妨げられたのであった。江戸時代は士農工商の身分制度の確立した時代だと通常いわれるが、支配団体の構造という点で比較的にみれば、西洋的な意味での「身分制社会」 Standesum(身分制国家)は日本には成立しなかった、と言ってよいであろう。<sup>(5)</sup>

西洋に成立した身分制社会(身分制国家)が日本ではどうして成立しえなかったのか。ブローアーはこの問題を解く鍵を求めて、都市市民層のあり方と封建社会における法のあり方(封建的「法治国」 Rechtsstaat の有無)に目を向ける。江戸時代の日本に都市文化が繁栄していたことはいままでもない。江戸は一八世紀にはロンドンやパリを凌ぐ世界最大級の都市に属し、大坂と京都も人口四〇万前後と西洋の最大規模の水準に達している。<sup>(6)</sup>人口一万以上の都市に住む者は総人口の約一〇%と評価され、この点からみても都市化の度合は西洋の封建社会に劣らない(125)。一八世紀末から一九世紀初めには都市の商人層の富はいちじるしく増大し、しばしば諸大名を金融的に従属させるほど

であった。大坂の商人(町人)は一八四〇年におよそ六〇〇万両の債権をもっていと評価されているが、この金額は、利子の支払いにこの国の通常の租税収入の四分の一が必要であろうと推計されるほどであった<sup>(7)</sup>。

しかし、このような都市経済の繁栄や商人の富は、幕府や諸大名の統制のもとで、すなわち「支配者の家政の必要に服属させようとする伝統的家政原理 *Haushaltsprinzip* の枠内で」<sup>(126)</sup>展開されたものであった。したがって、支配者の家政が必要とするときにはいつでも強権が発動されて財貨の生産と配分に介入し、通貨制度を操作し、恣意的な価格引下げと徳政 *Moratorium* を命令し、独占と特許 *Lizenzen* を無効として廃し、商業で獲得した財産を没収した。室町時代から戦国時代に現われた都市の自立への萌芽は徹底的に抑圧され、その結果、ヴェーバーの指摘するように「自立的諸権利の担い手としての『都市』という概念」が日本では発達せず、西洋的な意味における「市民権」と「都市の市民の特殊身分制、分制的な資格」が欠如したのであった<sup>(8)</sup>。

江戸時代における法のあり方も注目し値いする。いうまでもなく、幕府は多数の制定法、勅令、布告によって、キリスト教の禁止から特定儀式の順序、農民の衣食住にいたる社会生活のあらゆる分野を規制し、こうした命令は村と町の末端にまで伝達されていた。これらの命令を集成した大部の編纂物「御触書集成」も作られている。また、大名の裁判権を超える訴訟の途を閉じたために、中央の評定所と三奉行を頂点とする多段階の裁

判システムが用意された。それにもかかわらず、この制度においては司法と行政、立法と行政が結合し「権力配分という意味での法治国の構造」と異なることは明らかであろう。司法は「主体的権利の確認」よりも中央行政の利害関心(「太平の秩序」*Rule und Ordnung* と「儒教的価値観」の維持)との「斉合」を図らねばならず、「全体の調和」*allgemeine Harmonie* を乱すおそれのある障害を除去することに向けられていた。このようなシステムの中には権利の貫徹のための闘争を使命とする法曹身分が許容される余地はきわめて乏しかった、と言わねばならないであろう。私法は、中国の場合と同様に、つねに公的な刑法の蔭の地位にあり、刑法の最も重要な諸規定は、これまた中国の場合と同様に、役人の秘密事項に属した。「権力のヒエラルヒーのそれぞれのレベルにおいて下位の者に本<sup>デネーター</sup>分を強制する」<sup>(9)</sup> <sup>(128)</sup> という法の構造は、むしろ権力のピラミッド的構造に似ている点で行政的であり、下位の者や人民の権利を汲みあげる構造ではなかった。

さらに、一歩突込んでいえば、日本においては法は、社会的な媒介の形式 *soziale Vermittlungsform* としてきわめて制限された意味しかもっていなかった。と思われるのである。幕府の政治は、紛争の法的な解決をむしろ避けて関係者の「調整力」*bargaining power* に委ねることによって、伝統的な家産制的秩序を維持したのであった。裁判という法的手続による紛争の解決は「共同体とその代表者が厳守を保証する全体の調和 *kosmische Harmonie*」<sup>(128)</sup> にはそぐわなかった。「ヴェーバーが典型

的に家産制的とみなした平和保証 *Friedensbürgschaft* の制度 — 「隣人たちをして、彼らの一人一人が警察的・政治的に善良な態度を守るよう強制的・集团的に保証せしめる」<sup>(10)</sup> 制度 — は、近隣共同態と村落共同体において、彼の権利を主張する諸個人を周囲の社会 *soziale Umgebung* 「世間！」の集团的圧力の手引に引渡す強力な規律化の手段として作用した<sup>(11)</sup> (128)。すなわち、日本の法は、支配が必要とする家産制的な法を除けば、現実には、問題を「法律以前に *sublegal*」解決することを好む「反法律的な心情」*antilegale Mentalität* によってその機能を眠らされていた。「法は支配者によって用いられる手段であったが、支配者の行政を制限する手段ではなかった」<sup>(11)</sup> (129) のである。

(1) 封建的無政府状態の克服、中央権力の強化の局面で、西洋の盛期封建制の支配者は、ウィリアム征服王のような例外を別にすれば、信長や秀吉や家康のように圧倒的な軍事力によって諸侯を屈服させた強力な軍指揮官ではなかった。彼らは交渉や闘争や複雑な結婚によって家領内の城主やバロンに対する支配を確保し、諸侯の協力と支持に頼った。(131, 132)

ちなみに、信長が一五六八年の上京に際して動員した兵力は五万人といわれ、長篠の戦い(一五七五年)で使用した鉄砲は三千挺といわれる。信長は鉄砲の生産地である堺を直轄領とし、同じく坂田郡国友村を支配下に収めていた。今井林太郎「信長の出現と中世的権威の否定」(岩波講座『日本歴史』近世1)また、秀吉の動員兵力は初期の小牧陣(一五八四年)に六万を超え、小田原陣(一五九〇年)では一五万に及び、朝鮮侵攻時(一五九二年)には二〇万余であったといわれる。朝尾直弘「豊臣政権論」(前掲書)

知行の様式の変化について一言すれば、信長の所領給与の形式は「与力・家来の所領まで含んで一括給与する」形式から「郡あるいは国を単位とする所領給与の形式」へ次第に移り、寺社領・寺庵領も領主の支配下において「領主による知行地の一円支配の体制」が打ちたてられた。秀吉政権のもとでは、知行地の配置状況は「戦国時代の領主が自己の居城を中心に領国を形成している」とは、まったく異なった様相を呈しており、いわば豊臣氏の蔵入地を守り、管理するために知行が与えられているといってもよいほどの関係が見られたということである。今井林太郎、前掲稿、朝尾直弘、前掲稿。

(2) ヴェーバーは、譜代大名が、政治的合目的性のために何の科なしに転封(国替え)を甘受した点を重視している。レーエン制では考えられないことであろう。前述八六ページ参照。

(3) 「道中と江戸滞在の費用は平均的大名の予算の七〇—八〇%もなかったという見積りがある」(123)。この見積りは、Dan F. Henderson, *Conciliation and Japanese Law*, 1965, p. 33. 奈良本辰也氏によれば、長州藩のばあい一六四三(寛永二〇)年の総収入、銀一二五三貫余に対して、藩地ならびに京都・大阪の入用合計は銀一三二六貫余、江戸の諸経費は銀一二六〇貫余である。岩波講座『日本歴史』9、近世1、三二ページ。

(4) 中央の首長や団体の必要を充足するために個別経済に給付や奉仕を強制的に割り当て、こういうやり方で首長や団体の大家計が維持されるばあい、ヴェーバーはこれを「ライトゥルギー的需要充足」*leitungsbedarfsdeckung* と呼んでいる。このやり方はさまざまな支配のもとでみられるが、とりわけ家産君主制において最高度に発達した。世良訳『支配の社会学』一五二ページ、訳注(四)、一八四ページ以下、を参照。「ライトゥルギー的需要充足の形式と作用とは種々さまざまでありうるが、ここでわれわれの興味を引くのは、それを源泉として成立する臣民の組織」

化である。ヘルにとって、需要充足をライトウルギー的に組織するといふことは、常に、ヘルに対して負担された諸義務を、それについて責任を負う他律的な——またしばしば他首的<sup>(ヘトコウシキ)</sup>な——団体を設定することによって、確保するということの意味する。同一八四ページ。つまり、江戸時代のむらや町の団体はこうした「連帯責任を負う強制団体」という性格をもっていた、とプロイアーは言うのであろう。

水林彪氏は、近世において重要になる「争い解決方式」として『扱』『内済』などとよばれた、争い当事者間の「自主」的な争い解決の方法」に注意を喚起しておられる。氏によれば、「(内証ニて済す)」「内済」は近世の「国家権力を頂点とする一元的権力体系の中に編成された外部的法秩序」であり、「いわば、国家の管理する裁判権力の体系の中に位置づけられた「下級審」であり、「国家のライトウルギー的需要充足の一環をなしていた」ということであるが、この把握にはプロイアーの見解と通じるものがあるように思われる。水林彪「近世的秩序と規範意識」講座『日本思想』3「秩序」東京大学出版会、一九八三年)一三〇—一三一ページ。

(5) ヴェーバーは行政幹部(「しもべ」)の地位、つまり命令者(ヘル)と行政幹部との関係を基準にして、伝統的支配のなかで二つの構造を区別している。一つは、しもべが「ヘルに完全に個人的に従属している」家長制的構造であり、いま一つは、しもべが「ヘルの個人的なしもべではなく、ヘルとは独立の・彼ら自身の固有の地位の故に社会的有力者とみなされているひとびと、である」身分制的構造である。日本のばあい、伝統的支配の構造は前者に近かった、と言うのである。世良訳『支配の社会学』四〇—四一ページ。

(6) 一七〇〇年頃と一八〇〇年の人口一〇万以上のヨーロッパの都市は次のとおり。一七〇〇年頃。四〇万以上、ロンドン、パリ、コンスタンチノープル。二〇万以上、ナポリ。一〇万以上、アム

ステルダム、モスクワ、ローマ、ヴェネツィア、ミラノ、マドリッド、ウィーン、パレルモ。

一八〇〇年。四〇万以上、ロンドン(二一一、七方)、コンスタンチノープル(六〇)、パリ(五四、七)。二〇万以上、ナポリ(三五)、モスクワ(二五)、ウィーン(二四、七)、ペテルスブルク(二二)、アムステルダム(二〇、一)。一〇万以上、リスボン、ベルリン、ミラノ、マドリッド、ローマ、パレルモ、ハンブルク、バルセロナ、マルセイユ、リヨン、コペンハーゲン、ジュネヴァ、ワルンヤフ。C.M. Cipolla (ed.), *The Fontana Economic History of Europe*, vol. IV, p. 750

(7) J.W. Hall, *Das Japanische Kaiserreich*, S. 206f., 231.

(8) 世良訳『支配の諸類型』一二六ページ、同訳『支配の社会学』三二二ページ、深沢訳『ヒンドゥー教と仏教』三七三ページ、および、世良訳『都市の類型学』四五ページ。

(9) Dan F. Henderson, *The Evolution of Tokugawa Law*, in: Hall / Jansen, *ebenda*, p. 209.

(10) 世良訳『支配の社会学』一八六ページ。

(11) D.F. Henderson, *ebenda*, p. 208.

以上が、プロイアー論文のうち日本の封建制に関する部分の要旨である。原文はこのあとフランスやイギリスの封建制を扱い、最後に日本の封建制との異同にかんたんに触れているが、ここではひとまず日本の部分に限って紹介した。最初にも指摘したように、プロイアーの考察は主として封主・封臣間の主従関係に向けられており、その点でいわば法制史的にみた日本の封建制の特質についての問題提起であり、領主・農民関係の総体を捉えたものではない。また、鎌倉時代から江戸時代まで論じたものとしては、史料的にも十分とは言えないかもしれない。

しかし、一般に伝統的な精神文化や、反対に高度成長を実現した現在の日本経済に対する関心の強い西ドイツの日本研究のなかにあって、ヴェーバー社会学の方法的枠組にもとづいて、しかもアメリカにおける日本研究の成果にも目をくぼって、比較研究の対象として日本の封建制をとりあげたこの論文は、新しい研究動向を示すユニークな問題提起といえるのではあるまいか。問題が専門外の領域に及んでいるために誤解や不適切な紹介の個所が多いのではないかと恐れるが、あえて紹介した次第である。

## 参 考 文 献

- Yasusada Yawata, Religionssoziologische Untersuchungen zur Geschichte Japans, in: Max Weber zum Gedächtnis, Kölner Zeitschrift für Soz. u. Sozialpsych., Sonderheft 7, herg. von R. König u. J. Winckelmann, 1963.
- Kanichi Asakawa (朝河貫一), Some Aspects of Japanese Feudal Institutions, 1918.
- Ders., Land and Society in Medieval Japan, 1969.
- Cornelius C. Kiley, State and Dynasty in Archaic Yamato, in: Journal of Asian Studies, 33, 1973.
- Gari Ledyard, Galloping along with the Horseriders: Looking for the Founders of Japan, in: Journal of Japanese Studies, 1, 1975.
- Paul Wheatley/Thomas See, From Court to Capital: A tentative Interpretation of the Origin of the Japanese Urban Tradition, 1978.
- G.B. Sansom, Early Japanese Law and Administration, in: Transactions of the Asiatic Society of Japan (2), IX, 1932, XI, 1934.
- Cameron Hurst III, The Structure of the Heian Court: Some Thoughts on the Nature of Familial Authority in Heian Japan, in: J.W. Hall/J. P. Mass (Hrsg.), Medieval Japan: Essays in Institutional History, 1974.
- J.W. Hall, Das japanische Kaiserreich, Fischer-Weltgeschichte, Bd. 20, 1968.
- Ders., Government and Local Power in Japan: A Study Based on Bizen Province, 500-1700, 1966.
- Ryosuke Ishii (石井良助), A History of Political Institutions in Japan, 1980.
- Ders., Japanese Feudalism, in: Acta Asiatica, 35, 1978.
- Kozo Yamamura, The Decline of the Ritsuryo System: Hypotheses on Economic and Institutional Change, in: The Journal of Japanese Studies, 1, 1974.
- Tokuzo Fukuda (福田徳三), Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan, 1900.
- Elizabeth Sato, The Early Development of the Shoen, in: Hall/Mass, 1974.
- Cornelius C. Kiley, Estate and Property in the Late Heian Period, in: Hall/Mass, 1974.
- J.W. Hall, Feudalism in Japan-A Reassessment, in: J.W. Hall/M.B. Jansen (Hrsg.), Studies in the Institutional History of Early Modern Japan, 1968.
- Rushton Coulborn, A Comparative Study of Feudalism, in: ders. (Hrsg.), Feudalism in History, 1956.
- J.P. Mass, The Early Bakufu and Feudalism, in: ders. (Hrsg.), Court and Bakufu in Japan. Essays in Kamakura History, 1982.
- Ders., Warrior Government in Early Medieval Japan-A Study of the Kamakura Bakufu: Shugo and Jito, 1974.
- Ders., The Development of Kamakura Rule, 1180-1250, 1979.
- Cornelius C. Kiley, The Imperial Court as a Legal Authority in the Kamakura Age, in: Mass, 1982.
- Masaharu Kawai (河合正治), Shogun and Shugo: The Provincial Aspects of Muromachi Politics, in: J.W. Hall/Takeshi Toyoda (Hrsg.), Japan in the Muromachi Age, 1977.
- Mithuru Miyagawa (宮川満), From Shoen to Chigyō: Proprietary Lordship and the

- Structure of Local Power, ebenda.
- Keiji Nagahara (永原慶二), Village Communities and Daimyo Power, ebenda.
- J.W. Hall, Foundations of the Modern Japanese Daimyo, in: Hall/Jansen, 1968.
- Shizuo Katsumata (勝俣鎮夫), The Development of Sengoku Law, in: J.W. Hall/Keiji Nagahara/Kozo Yamamura, Japan Before Tokugawa Political Consolidation and Economic Growth, 1500-1650, 1981.
- Hiroshi Kobayashi (小林宏), Domain Laws (bunkoku-ho) in the Sengoku Period. With Special Emphasis on the Date House Code, the Jinkaishu, in: Acta Asiatica 35, 1978.
- M.B. Jansen, Tosa in the Sixteenth Century: The Hundred Article Code of Chosokabe Motochika, in: Hall/Jansen, 1968.
- Hiroshi Harafuji (服藤弘司), Han Laws in the Edo Period. With Particular Emphasis on those of Kanazawa Han, in: Acta Asiatica 35, 1978.
- Reinhard Bendix, Könige oder Volk. Machtausübung und Herrschaftsmandat, 2 Bde., 1980.
- Perry Anderson, Die Entstehung des absolutistischen Staates, 1979.
- Dan F. Henderson, Conciliation and Japanese Law, 1965.
- Junnosuke Sasaki (佐々木潤之介), The Changing Rationale of Daimyo Control in the Emergence of the Bakuhan State, in: Hall/Nagahara/Yamamura, 1981.
- Harumi Befu, Village Autonomy and Articulation with the State, in: Hall/Jansen, 1968.
- Haruko Wakita (脇田晴子), Dimensions of Development. Cities in Fifteenth- and Sixteenth-Century Japan, in: Hall/Nagahara/Yamamura, 1981.
- Charles David Sheldon, The Rise of the Merchant Class in Tokugawa Japan, 1600-1868, 1958.
- Dan F. Henderson, The Evolution of Tokugawa Law, in: Hall/Jansen, 1968.
- Robert N. Bellah, Tokugawa Religion. The Values of Pre-industrial Japan, 1957. (堀一郎・池田昭訳『日本近代化と宗教倫理——日本近世宗教論』未来社 1962)
- John H. Wigmore, Law and Justice in Tokugawa Japan, 1969.
- Joüon des Longrais, L Est et l ouest, 1958.